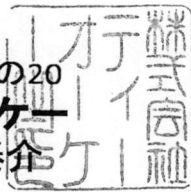


支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	駐車場賃借料 (4年 6月分)		
年月日	4年 6月 1日~	4年 6月 30日	金額 10,000 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<p>《領収書貼付枠》</p> <p style="text-align: center;">【 領 収 証 】</p> <p style="text-align: right;">2022 年 5 月 13 日</p> <p style="text-align: center;">桜井勝郎事務所 様</p> <p>金額</p> <p style="text-align: center;">¥10,000</p> <p style="text-align: center;">但 駅西ガレージNo.5 賃料として 2022.6月分</p> <p>内訳</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 30px; margin: 5px auto;"></div> <p style="text-align: center;">印紙</p> <p style="text-align: right;">静岡県島田市幸町12番の20 株式会社ティーオーケー 代表取締役 大場 泰介</p> 	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかか るものである	10,000 円	100 %	10,000 円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u> ・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	島田市国際交流協会 団体年会費		
年月日	4年6月6日～	年月日	金額 10,000 円

会の趣旨 目的	国際協力の推進、国際時代にあふらしい地区の発展に寄与する
会の活動 内容等	国際交流・国際協力に関する事業、国際理解を推進するための啓発事業、 会員相互の交流を図る事業
政務活動・ 県政との 関連性	国際交流、国際協力を推進することは、県政の重要な課題である

《領収書貼付枠》

領 収 証

桜井勝郎 様

あさり

¥10,000-


但、島田市国際交流協会 団体年会費 として

令和4年6月6日 上記正に領収いたしました。

島田市中心1-1

島田市国際交流協会

会長 大久保節夫



県議会議員のため団体として納入

添付書類 団体の会則 事業概要 その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体 会費のため全額充てる	10,000 円	/	10,000 円
		100%	

島田市国際交流協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、島田市国際交流協会（以下「協会」）という。

(目的)

第2条 協会は、国際交流に関わる全ての人たちの友好親善を基調として、教育、文化、スポーツ及び産業経済等の広範な国際交流並びに国際協力を推進し、国際時代にふさわしい島田市の発展に寄与するとともに、世界平和の進展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流及び国際協力に関する事業
- (2) 国際理解を推進するための啓発事業
- (3) 会員相互の交流を図る事業
- (4) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 会員は、協会の目的に賛同して入会した個人、家族、団体及び法人とする。

2 会員は、第6条に規定する会費を12月末日までに納入しなければならない。

第3章 入会及び退会

(入会)

第5条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長へ提出し、その承認を受けなければならない。

(会費)

第6条 会費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 個人会費 年間1口 2,000円
- (2) 家族会費 年間1口 3,000円
- (3) 団体・法人会費 年間1口 10,000円

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

2 会員が死亡し、又は会員である団体若しくは法人が解散し、若しくは消滅したときは、退会したものとみなす。

3 会員が3月末日をもって、当該年度の会費を未納であったときは、退会したものとみなす。

(会費の不返還)

第8条 退会したものの既納の会費は、返還しない。

第4章 役員

(役員)

第9条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 会計 1人
- (4) 理事 19人以内
- (5) 監事 2人

2 理事は、友好委員会から選出された3人以内の会員及び行政関係者とする。

3 友好委員会及び行政関係者に関する必要な事項は、別に定める。

(役員を選任等)

第10条 会長は、総会において会員の中から選任する。

2 副会長及び会計は、総会において理事の中から選任する。

3 監事は、総会において会員の互選により選任する。

4 理事及び監事は、兼ねることができない。

5 名誉顧問及び顧問は、理事会において推薦し、総会の承認を得て委嘱する。

(役員職務)

第11条 会長は、協会を代表し、協会の業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。

3 会計は、協会の会計を総括する。

4 監事は、協会の業務及び会計状況を監査する。

(委任及び代理)

第12条 会長は、その職務の一部を副会長に委任し、又は代理させることができる。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 総会

(総会の構成と種別)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の開催)

第15条 定期総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 会員の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により開催の請求があつ

たとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第17条 総会で審議する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他協会の運営に関する重要な事項

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、総会の出席者の互選とする。

(総会の定足数及び議決)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

2 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、再度、理事会へ差し戻すものとする。

3 総会の出席は委任状を以って、これに代えることができる。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 出席した会員の数
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第21条 理事会は、会長、副会長、会計及び理事をもって構成する。

2 理事会は、必要があると認めるときは、有識者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(理事会の開催)

第22条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面により開催の

請求があったとき。

(理事会の招集)

第23条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の権能)

第24条 理事会の議決を経なければならない事項は、次に掲げるものとする。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) その他総会の議決を要しない協会の業務の執行に関する事項

(理事会の議長)

第25条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決)

第26条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の出席は委任状をもって、これに代えることができる。

(理事会の議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 出席した理事の数

(3) 議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

第7章 事務局

(事務局の設置等)

第28条 協会の事務を処理するため、事務局（島田市中央町1番の1 文化資源活用課内）を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 資産

(資産の構成)

第29条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 基金

(4) 寄附金品

(5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生ずる収入

(7) その他の収入

(資産の管理)

第30条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

2 前条第3号に掲げる基金については、協会事業の目的のほかには使用してはならない。

3 前条第3号に掲げる基金のうち、協会設立時の基金については、関係友好委員会事業の目的のほかには使用してはならない。

第9章 事業年度等

(事業年度及び会計年度)

第31条 協会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 協会の事業計画及び収支予算は、事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第33条 協会の事業報告及び収支決算は、事業年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、総会の認定を得なければならない。

第10章 解散

(解散)

第34条 協会は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければ解散することはできない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決により決定した団体に寄附するものとする。

第11章 雑則

(委任)

第35条 この規約の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年度設立総会の議決の日から施行する。

(役員の特例)

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に最初に第11条の規定により選任され、又は任命される役員の特例は、第14条第1項本文の規定にかかわらず、選任され、又は任命された日から平成27年3月31日までとする。

(事業年度の特例)

3 平成25年度の協会の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、施行日から平成26

年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料 (4年 6月分)		
年月日	4年 6月 1日~	4年 6月 30日	金額 50,000 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由 全て政務活動に かかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	50,000 円	100%	50,000 円

領 収 書

静岡県議会議員 桜井勝郎 様



¥ 50,000円

但し、令和4年6月分事務所使用料

入金日令和4年6月15日 上記正に領収いたしました。

島田市日之出町4-1 島田商工会議所会館内5階

協同組合静岡文化振興会 理事長 矢澤雅則



支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	時事行財政情報 購読		
年月日	4年6月17日～	年月日	金額 11,440 円

目的	} 令和4年 4月 整理番号 4 参照
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

ご利用明細 **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
04 06 17	062	
銀行番号	店番号	口座番号
****	****	*****
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0173	電信振込	¥11,000
お取扱枚数	0000100020000000000000	
	おつり	残高
	¥560	
キャッシング	手数料	時刻
	¥440	11590122

お振込先明細・ご案内

ミス"ホ
ウチサイワイチヨウ
普通 1598455
カ)シ"シ"ツウシンシヤ 様
サクライ カツロウ 様

06.520.38 (裏面もご覧ください)

案分の理由 全て政務活動に かかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	11,440 円	100%	11,440 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告 (ラジオ放送料)		
年月日	4年6月1日~	4年6月30日	金額 60,500 円

目的	県政の啓蒙活動
使途	令和 4年 6月分ラジオ放送料
政務活動・ 県政との 関連性	県政の最新情報の発信

《領収書貼付枠》

領 収 証 桜井勝郎 様 No. _____

金額 ¥60,500.-

内 訳 但 6月分コーナ-料

現金	/	R. 4年 6月 21日 上記正に領収いたしました
小切手	/	
手形	/	

消費税額等(40%) 5,500円

静岡県島田市中央町5番の1
株式会社FM島田
代表取締役 八本和夫



コクヨ ウケ-92

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかか るものである	60,500 円	/	60,500 円
		100%	

整理番号	29
------	----

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	コピー機リース		
年月日	4年 6月 1日 ~	4年 6月 30日	金額 20,088 円

目的	政務活動に係る資料作成
使途	政務活動に係る資料のコピー
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由 全て政務活動に かかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	20,088 円	100%	20,088 円



年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備 考
14	04-06-22 BF	*20,088			静銀リース
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

●記号の説明

- AA,AF.....入金
- FA,FF.....振込
- CD,1,2,3,4...他店券入金
- TF,TO.....取立
- BA,BF.....支払

●他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します
 なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	電話使用料 (令和 4 年 6 月分)		
年月日	4 年 6 月 27 日 ~	年 月 日	金額 18,977 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	

≪領収書貼付枠≫ A T Mまたはゆうちょ銀行・郵便局で支払済の場合、左欄の枠をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らなくてください。	電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 桜井勝郎事務所 様 お客様番号 2022年 6月ご請求分 金額(円) ¥9,546- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領 取 日 附 印 27828 22.6.27 富士山静岡空港北 ファミリーマート 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 桜井勝郎事務所 様 お客様番号 2022年 6月ご請求分 金額(円) ¥9,431- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領 取 日 附 印 27828 22.6.27 富士山静岡空港北 ファミリーマート 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様
--	--	--

案分の理由 すべて政務活動にかか るものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	18,977 円	1/2 100%	18,977 円

請求書 (西日本ご利用分)

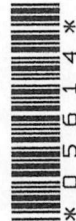
427-0029
島田市日之出町4-1

郵便区内特別

島田商工会議所会館 5階
桜井勝郎事務所 様



022062101044903153



05634

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2022年 6月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
-0005 DPスクエア東桜8F
社用コード M20021211001 05634 05614 00 E
61 100000 1 0 22060301E

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
[REDACTED]	2022年 6月ご請求分	9,546円	2022年 6月30日(木)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
(合計)

9,546円

9,546円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 6月ご請求分
----------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
5月分			
◇NTT西日本ご利用分			
4,854	3,780	回線使用料(基本料)(事務用) 4月1日~4月30日	合算
	250	保守契約に伴う定額料 4月1日~4月30日	合算
	300	i・ナンバー(2番号)使用料 4月1日~4月30日	合算
	77	INS通話料 4月1日~4月30日	合算
	6	ユニバーサルサービス料他 2番号分のご請求となります。	合算
	441	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分(小計)	4,854	(小計)	
6月分			
◇NTT西日本ご利用分			
4,692	3,780	回線使用料(基本料)(事務用) 5月1日~5月31日	合算
	153	保守契約に伴う定額料[日割]	合算
	300	i・ナンバー(2番号)使用料 5月1日~5月31日	合算
	27	INS通話料 5月1日~5月31日	合算
	6	ユニバーサルサービス料他 2番号分のご請求となります。	合算
	426	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分(小計)	4,692	(小計)	
◇合計	9,546	合計	2か月分のご請求額です。

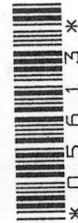
ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。 ***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバー

島田市日之出町4-1

島田商工会議所会館 5階
桜井勝郎事務所 様



022062101044809107



05633

Webでのお問い合わせ先



T 108-UU/D 発行部局/発行部局

発行年月日 2022年 6月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
-0005 DPスクエア東桜8F
社用コード M20021211001 05633 05613 00 E
61 100000 1 0 22060301E

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
0547-33-5530 [REDACTED]	2022年 6月ご請求分	9,431円	2022年 6月30日(木)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
(合計)

9,431円

9,431円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

BILLING NUMBER

MONTH OF ISSUE

2022 5月

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆0547-33-5530		5月分	
◇NTT西日本ご利用分			
4,769	3,780	回線使用料(基本料)(事務用) 4月1日~4月30日	合算
	250	保守契約に伴う定額料 4月1日~4月30日	合算
	300	i・ナンバー(2番号)使用料 4月1日~4月30日	合算
	6	ユニバーサルサービス料他 2番号分のご請求となります。	合算
	433	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分(小計)		(小計)	
4,769	4,769		
◇NTT西日本ご利用分		6月分	
4,662	3,780	回線使用料(基本料)(事務用) 5月1日~5月31日	合算
	153	保守契約に伴う定額料[日割]	合算
	300	i・ナンバー(2番号)使用料 5月1日~5月31日	合算
	6	ユニバーサルサービス料他 2番号分のご請求となります。	合算
	423	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分(小計)		(小計)	
4,662	4,662		
◇合計		合計	
9,431	9,431	2か月分のご請求額です。	

ユニバーサルサービス料他には、2022年4月利用料分から2022年9月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M20021211001 05633 05613 00 E

整理番号 37

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー料		
年月日	4年6月29日～	年月日	金額 3,478 円

目的	資料等のコピー
使途	4年6月請求コピー料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動、県政関連資料などの作成

《領収書貼付枠》

領収証

No. 004617

桜井勝郎事務所様

R4年6月29日

金額

¥3478.-

内

但

消費税等

316.-

コピー保守料

上記正に領収いたしました

文具・事務機器・オフィス家具

株式会社 サワムラ事務器

☎427-0006

島田市阿知ヶ谷297-6

TEL <0547> 35-6344

FAX <0547> 36-1936

HISAGO #N1779(50) J628710

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて政務活動にかかるものである	3,478 円	100 %	3,478 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・桜井 勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	事務員雇用 (令和 4 年 6 月分)		
年月日	4 年 6 月 1 日 ~ 4 年 6 月 30 日	金額	183,000 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	
《領収書貼付枠》	

給与支払明細書 令和4年6月

氏名	給与	手当		支給額合計	控除		支給額	受領印
	38,000			38,000			38,000	
	45,000			45,000			45,000	
	25,000			25,000			25,000	
	25,000			25,000			25,000	
	25,000			25,000			25,000	
	25,000			25,000			25,000	
合計	183,000			183,000			183,000	

案分の理由 全て政務活動に かかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	183,000 円	100%	183,000 円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 6 月分】 (会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井 勝郎)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	183	18 円 × 183 km / km	3,294
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
≪支払証明≫ 上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 桜井 勝郎			

≪領収書貼付枠≫
--

案分の理由 全て政務活動費にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,294 円	100%	3,294 円

月日	内 容	行 程	走行距離(Km)
6月2日	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
6月7日	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
6月22日	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
合 計			183